

マイナンバーカードが健康保険証として 利用できます！

問合せ先 市民課戸籍住民グループ(☎84-5004)

令和3年10月から、マイナンバーカードの健康保険証利用の本格運用が始まります(現在の健康保険証も引き続き利用できます)。

■どんな良いことがあるの？

- 就職や転職、引っ越しをしても、保険証の切り替えを待たずに受診できます。 ※保険者への加入・脱退の届け出は引き続き必要
- 初めての医療機関などでも、今までに使った薬の情報が共有できます。 ※利用者の同意が必要
- 限度額適用認定証を持参しなくても、高額療養費制度における限度額以上の支払いが免除されます。
- マイナポータル(政府運営のオンラインサービス)で、自身の特定健診情報や薬剤・医療費情報を閲覧できます。
- 令和3年分所得税の確定申告(予定)から、マイナポータルを利用した医療費情報の自動入力で、医療費控除が簡単にできます。

■利用には事前登録が必要です！

事前登録は、マイナポータル(マイナンバーカード読取対応のスマートフォンなどからアクセス可)、セブン銀行のATM、顔認証付きカードリーダーを設置する医療機関や薬局でできます。

マイナンバーカードの健康保険証利用について詳しくは、総務省・厚生労働省ホームページをご覧ください。



■どこの医療機関・薬局で利用できるの？

マイナンバーカードを健康保険証として利用できる医療機関・薬局は、「マイナ受付」のステッカーやポスターが目印です。
※利用できる医療機関・薬局は、厚生労働省ホームページでも案内しています。



ステッカー ポスター ホームページ

マイナンバーカードをまだお持ちでない人は、この機会に作りませんか？

申請方法など詳しくは、市民課戸籍住民グループへお問い合わせください。



10月1日は浄化槽の日

浄化槽の種類と働き

問合せ先 下水道課下水道管理グループ(☎97-0628)

浄化槽は、家庭から出る汚れた水を微生物の働きを利用してきれいにする施設で、「単独処理浄化槽」と「合併処理浄化槽」の2種類があります。

- 単独処理浄化槽…トイレの排水だけを処理する施設
- 合併処理浄化槽…トイレや台所、洗濯、お風呂などの汚水を処理する施設

「合併処理浄化槽」の設置費用の一部を補助します

市では、水環境を守るため、単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を勧めています。浄化槽によってのみし尿および生活雑排水を処理することが可能な区域または下水道事業の全体計画区域内の未認可区域で、単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽へ転換する場合に、設置費用、単独処理浄化槽の撤去や配管工事に係る費用の一部を補助します。

※補助対象区域、補助金額、申請方法など詳しくは、下水道課下水道管理グループへお問い合わせください。

浄化槽を設置されている皆さんへ

浄化槽には、3つの維持管理が必要です。管理を怠ると、悪臭が発生したり、汚れの多い水を放流することになります。そのため、浄化槽法で定期的な保守点検、清掃、法定検査が義務付けられています。

①保守点検(年に3回～4回)

浄化槽の機能を良好な状態で維持できるように、汚泥(微生物)や機器の点検、調整などを行います。

詳しくは、浄化槽保守点検業の登録業者へお問い合わせください。

●保守点検業者についての問合せ
鈴鹿地域防災総合事務所
環境室環境課(☎059-382-8675)

②清掃(年に1回、全ばっ気方式は6カ月に1回以上)

浄化槽内に溜まった汚泥等の引き抜きと機器類の洗浄などを行います。

浄化槽の清掃は、各地域の担当許可業者へ依頼してください。

●担当許可業者についての問合せ
環境課廃棄物対策グループ
(☎82-8081)

③法定検査(年に1回)

保守点検・清掃が適切に実施され、浄化槽の機能が正常に維持されているかを総合的に判断します。県知事が指定した検査機関の実施する法定検査を受けてください。

●法定検査についての問合せ
(一財)三重県水質検査センター
(☎059-213-0707)